

2026(令和8)年度

社会福祉法人共働福祉会 事業計画

◎はじめに

○経営理念より

事業計画の策定にあたり、私たち共働福祉会が大切にしている合言葉の3つ目「共にはたらく」ことを強く意識して取り組んでいく。

『はたらく』とは、まずは「動く」を意とするものであり、行動、感動そして労働などがよく使われる言葉である。これらを自主的、積極的に行うことによって効果を発揮し、それらが機能することによって他にも影響を与える。言い換えれば、職員のがんばりや惹かれる立ち振る舞いが、周囲の職員、ご利用者にも伝わり、その相乗効果がさらに広がっていく。そのような「はたらきかけ」ができるように努めていきたいと考えている。

2024 年度 「共に生きる」:命の大切さ、日々の気づき、明日への期待

2025 年度 「共に学ぶ」:専門職としての学び、ICT 化など技術の活用

そして 2026 年度は、「共に働く福祉会」の名のもとに、個そしてチームが様々な目標を掲げて、その実現に向けて自分たちが動く＝「はたらく」、そして周りに「はたらきかける」を実践していく。

2026 年度重点的に実施する計画について、経営方針に基づいて掲げていく。

◎経営方針より

○ご利用者と共に

各事業所、そして活動における「輝き」が発信できるように、日常をはじめイベントなど最新の情報がお届けできるように努めていく。また、「表情」「活動風景」にも焦点を当てて、「何をしているのか」「そこで見られる笑顔や真剣な眼差し」をご家族、ご関係の皆様写真またはデータでお届けできるように取り組む。

○活気ある職場

冒頭の「はたらく」につながることはあるが、様々な情報を参考にしながら、施設備品をはじめ活動環境の整備、改善を図っていく。そのことは「はたらきがい」にもつながり、長きにわたり勤め、そしてご利用いただける施設づくりにつながっていくものである。

また若手職員から、学びたいこと、やりたいことを募り、それらが実現することによって、将来的に法人を背負って立つ人材の育成に努めていく。

○未来志向の経営

事業の拡大面では、住処であるグループホームの 2 棟目を検討している。場所や予算をはじめ、利用される方の像をイメージしながら考えていくようにする。暮らしに不可欠なサ

ービスではあるが、その一方で国としては入居需要に対して供給が間に合っているとして、新規または規模増は原則認めないといういわゆる「総量規制」が実施されようとする報道もなされている。地域によって需給のバランスに差はあるが、意識しながらすすめていく必要がある。

加えて昨年度の計画にも掲げた内容ではあるが、法人の理事、監事、そして評議員とともに密に連携をとり、日常をはじめイベントへの参加、また新入社員をはじめ職員やご利用者に声掛けを願い、法人全体が近い関係の中で運営を行っていく。

○地域と共に

様々なイベントの継続はもちろんではあるが、必要不可欠な職である福祉をもっと身近に感じてもらえるような取り組みが求められる。実際に入社に係る面接・見学の際に「福祉職って、こんなに明るい世界だったんですね」と言われるということは、閉鎖的なイメージが払しょくされていないとも捉えられる。その打破に向けて法人をはじめ各事業所が主体的に行うこと、また県・市の社会福祉協議会などの団体が主体となって障がい関係、または福祉全体として取り組むことが考えられる。できることを掲げて「動く」を実践していく。

◎各拠点のとりくみ

○久松共働センター

久松共働センター(就労継続支援 B 型・生活介護)では、これまで培ってきた利用者の思いを形にする力を活かし、利用者の「意思決定支援」と地域に根差した活動をさらに推進していく。職員と利用者が共に知恵を出し合い、それぞれの役割を果たして成果を発信することで、一人ひとりの「できる」という確かな自信を育んでいく。また、マルシェやアートフェアへの継続的な参加により、表現活動を通じた可能性の追求と地域交流を深めていく。さらに就労継続支援 B 型の自主製品部門では、新商品「餃子につけておいしい牡蠣たれ」の単独展開をスタートさせ、戦略的な販売促進により確実な工賃向上を図るとともに、利用者のさらなる可能性の追求に全力で励んでいく。

○福山共働センター

前年度から活動の拠点を二か所に分けた運営体制としており、本年度はその体制の安定化と充実を図ることを重点とする。

二事業間の情報共有の仕組みを整備し、支援の質の均一化を図るとともに、各事業の機能や特性を明確にし、それぞれの活動内容に適した環境づくりに努める。

生活介護事業については、今年度より定員を 3 名増の 17 名とする。そして次年度 2027 年当初に 20 名に増枠し充実を図っていく。集いの場 を大切にし、また見学や実習も今以上に快く受け入れられるように環境、人員共に整備していく。

○サニーふれいす

放課後等デイサービス「サニーふれいす」では特別支援学校の子どもたちが学校終業後や長期休暇などに、さらにもう一か所集える場である。サニーふれいすでは必ず「活動」を集団または個々において実施していく。活動では創作・ゲーム・クッキング・リズム・散歩などこどもの「すき」「たのしい」「がんばった」のプログラムを提供していく。

就学前の児童発達支援事業「みつばち」は、家庭も含めた 様々な事情を踏まえた上で課題をしっかりとらえ、こどもが主人公になれる場所・安心できる空間・活動を提供していく。

○久松共働センター 相談支援

現在の担当数は165件前後を推移している。それぞれのご利用者によってニーズが異なるため、支援の量はどうしても差が出てしまう。その中で必要とされるサポートを今の職員体制、常勤専従1名、常勤兼務1名で行っていくには現況が上限と言える。よって関わりながら生活環境、社会とのつながりを中心とした個々の状況、求めていることをしっかりとつかみ、目標の達成、課題のクリアに向けてすすめていく。

相談支援事業所は様々な種類のサービス事業所、他の相談支援事業所との連携をはじめ多くの機関とのつながりが運営のカギとなる。そこをさらに強化すると共に、当事業所の中でも情報共有をさらに図り、よりよいサービス提供につながるようにする。

○宇宙(そら) グループホーム・短期入所

開所から7年目を迎える宇宙は、8名の常時入居者、そして短期入所は共働福祉会の日中活動事業通所者を中心に2名定員において日々入れ替わりで利用されている。グループホームは開所から1名のみ交代しただけで安定した入居状況であり、日々の暮らしについては各自の確立された生活リズムの中ですごされている。この状況の継続が求められていることではあるが、課題としては余暇や楽しみのさらなる充実が挙げられる。意思の表出がむずかしい方に対して、どのようにして思いを引き出し実現させていくかを宇宙の支援者として知恵を出し合っていく。

短期入所については、ほとんどが夕方から翌朝までの限られた時間における関わりにはなるが、日常とは異なる空間の中で生活面におけるチャレンジができ、また余暇や会話を楽しむことによって、「また次回も利用したい」と思っただけの事業所づくりに励んでいく。

2026 年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

法人本部事業計画

1. 法人が行う事業

(1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

(2) 名称及び名称

久松共働センター 就労継続支援 B 型
久松共働センター 生活介護
久松共働センター 特定相談支援事業
久松共働センター 障害児相談支援事業
サニーふれいす 放課後等デイサービス
サニーふれいす 児童発達支援
福山共働センター 就労継続支援 B 型
福山共働センター 生活介護
宇宙(そら) 共同生活援助事業
宇宙(そら) 短期入所事業

(3) 管理者

占部 幸一 以下2事業所管轄

久松共働センター 就労継続支援 B 型
久松共働センター 生活介護

松山 健 以下4事業所管轄

久松共働センター 特定相談支援事業
久松共働センター 障害児相談支援事業
宇宙(そら) 共同生活援助事業(グループホーム)
宇宙(そら) 短期入所事業

小林 晃子 以下2事業管轄

サニーふれいす 放課後等デイサービス
サニーふれいす 児童発達支援

小池 政代 以下2事業所管轄

福山共働センター 就労継続支援 B 型
福山共働センター 生活介護

松石 洋明

法人本部 事務長(総務・経理担当)

(4) 法人本部所在地

福山市久松台3丁目1番 39 号

2. 役員・評議員の状況

(役員) 理事6名 監事2名

理事長 松山 健
理 事 松山 健
平岡 浩
占部 幸一
鈴木 光
渡邊 哲博
角川 克己

監 事 江草 克己
井原 俊博

(評議員) 7名

野村 守
広川 昌彦
品川 裕見子
丸尾 富美子
藤原 大輔
栗山 晴美
小原 伸之

3. 行事等実施計画

令和8年 6月 理事会・評議員会 (決算報告)
11月 理事会・評議員会 (上半期事業報告)
令和9年 3月 理事会・評議員会 (次年度事業計画・予算審議)
※理事会・評議員会は必要に応じて都度開催する

(研修等)

理事等研修会・監事等研修会・評議員等研修会
広島県社会福祉法人経営者協議会 総会・定例会参加
広島県社会福祉法人経営青年会 総会・定例会参加

以上

2026 年度 社会福祉法人共働福社会

久松共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

○障害児通所支援事業

事業所名：サニーぷれいす

放課後等デイサービス

児童発達支援 2 事業合計 10 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
看護師	1 人	生活支援員	18 人（内 1 人兼務）
調理員	1 人（兼務）	医師	1 人（嘱託）

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人（兼務）	サービス管理責任者	1 人（兼務）
生活支援員	1 人	職業指導員	6 人（内 1 人兼務）
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人（兼務）
医師	1 人（嘱託）		

・放課後等デイサービス・児童発達支援

管理者	1 人（兼務）	児童発達支援管理責任者	1 人（兼務）
保育士・児童指導員等	8 人（内 1 人兼務）	医師	1 人（嘱託）

・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人（兼務）	相談支援専門員	1 人（専任）
		相談支援専門員	1 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2026 年 4 月 1 日
事業完了	2027 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年 2 回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前 3 項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）、

○児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前 2 項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(2) 就労継続支援 B 型 専用作業棟：「ワークプレイス」

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関する事

(3) 放課後等デイサービス・児童発達支援

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前 2 項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者ならびに保護者の支援に関する事

(4) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ①支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ②支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨
- ③各種相談に対する助言・対応

3. 作業・活動内容

・生活介護

- ①菓子箱折り
- ②梱包
- ③ネジ・ワッシャー袋詰め
- ④置き菓子配達
- ⑤染物・ワークショップ

・就労継続支援B型

- ①乾燥野菜・その他食品の袋詰め
- ②オリジナル餃子“ふくのやま餃子”の製造・販売
- ③飲料自動販売機の商品充填・管理
- ④獣害対策用ワイヤーネットの設置
- ⑤書類の封入
- ⑥菓子箱折り

7. 健康管理

年2回健康診断（但し放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は除く）

8. 防災計画

年2回防災訓練（放課後等デイサービス・児童発達支援の利用者は可能な際に別で行う）

9. 日 課

○生活介護 就労継続支援B型

9：45	開所	
10：00～10：10	朝の会	
10：10～12：00	作業・活動	
12：00～13：00	休憩	
13：00～15：00	作業・活動	
15：00～15：15	休憩	
15：15～15：40	作業・活動	掃除
15：40～15：45	終わりの会	
15：45～	送迎車 乗車	
16：00～	帰路出発	

○放課後等デイサービス（休業日）

9：00	開所 順次来所	
10：00～10：10	朝の会	
10：10～12：00	活動	
12：00～13：00	昼食・休憩	
13：00～15：00	活動	
15：00～15：15	休憩	
15：15～16：20	活動	
16：20～16：30	終わりの会	
16：30～	送迎車 乗車・出発	

○放課後等デイサービス（放課後支援）

14：00～ 順次来所 活動
迎え（各学校へ）

15：30～ はじまりの会

15：50～16：50 活動

16：50～17：00 終わりの会

17：00～ 帰路出発

○児童発達支援事業

9：45～ 開所

9：45～10：00 はじまりの会

10：00～11：30 活動

11：30～12：30 昼食・休憩

12：30～13：20 活動

13：20～13：30 終わりの会

13：30～ 帰路出発

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

2026 年度 社会福祉法人共働福祉会

福山共働センター事業計画

1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成 731

2. 利用定員

生活介護	17 人
就労継続支援 B 型	20 人

3. 職員定数

・生活介護

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
看護師	1 人（兼務）	生活支援員	11 人（1 名兼務）
医師	1 人（嘱託）		

・就労継続支援 B 型

管理者	1 人	サービス管理責任者	1 人
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成職員	1 人	医師	1 人（嘱託）

4. 事業開始予定年月日

事業開始	2026 年 4 月 1 日
事業完了	2027 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年 2 回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年 2 回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

6. 利用者の処遇

1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 障害福祉のサービスの内容

(1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

3. 作業内容（生産活動）

(1) 生活介護

- ① キットBOXの袋詰め
- ② 無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③ その他受注作業

(2) 就労継続支援B型

- ① 軍手の検査・結束等
- ② 作業ベルトの金具、タグ付け・まとめ等
- ③ ブレーカーの部品付け
- ④ その他受注作業

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（5月、1月）

9. 日 課

9：45 ～	開所
9：45～10：00	朝の会
10：00～11：00	作業・活動
11：00～11：15	休憩
11：15～12：00	作業・活動
12：00～13：00	休憩
13：00～14：30	作業・活動
14：30～14：45	休憩
14：45～15：30	作業・活動
15：30～16：00	清掃・終わりの会
16：00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり

2026 年度 社会福祉法人共働福祉会

グループホーム^{そら}宇宙 事業計画

1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 12 番 13 号

2. 利用定員

○障害福祉サービス事業

- ・ 共同生活援助 8 人
- ・ 短期入所 2 人

3. 職員数

- ・ 共同生活援助 短期入所
 - 管理者 1 人（兼務）
 - サービス管理責任者 1 人（兼務）
 - 生活支援員 10 人（兼務）
 - 世話人 10 人（兼務）

4. 事業開始予定年月日

事業開始 2026 年 4 月 1 日

事業完了 2027 年 3 月 31 日

5. 事業運営基本計画

1. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
4. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。

6. 利用者の処遇

運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活を営むべき住居をいう。共同生活援助において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その

他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(3) 前2項の他、法及び「福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年9月28日条例第40号)を遵守し、事業を実施するものとする。

障害福祉のサービスの内容

(1) 共同生活援助

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者に対する相談、援助
- ④ 地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

(2) 短期入所

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 休日夜間における支援、緊急時の対応
- ③ 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて必要な保護
- ④ 利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むための支援
- ⑤ その他利用者の支援に関すること

7. 日課

○共同生活援助・短期入所(平日)

7:00	起床・通所準備
8:00	朝食
9:30	通所送迎 乗車
	通所
16:10	通所送迎 降車
16:30	入浴・洗濯・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・洗濯・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

○共同生活援助・短期入所(休日)

7:00	起床
8:00	朝食
9:30	掃除・洗濯
	余暇
12:00	昼食
	余暇
16:30	入浴・余暇
18:00	夕食
19:00	入浴・余暇
21:00	就寝
22:00	消灯

8. 資金計画

別紙収支予算書のとおり